



▲ザ・ブルーススカイのコンサートで、琴のきれいな音色を響かせました



INFORMATION

インフォメーション

人口と世帯	日本人住民		外国人住民	
	男	女	男	女
安中地域	22,019	22,585	195	242
松井田地域	6,447	6,739	48	49
合計	28,466	29,324	243	291

合計 58,324人 世帯数 24,625 (平成30年9月末日現在)



お知らせ

国民年金からのお知らせ
「社会保険料(国民年金保険料)控除証明書」が発行されます
～年末調整・確定申告まで大切に保管を～

国民年金保険料は、所得税および住民税の申告において全額が社会保険料控除の対象となります。その年の1月1日から12月31日までに納付した保険料が対象です。この社会保険料控除を受けるためには、納付したことを証明する書類の添付が義務付けられています。このため、平成30年1月1日から10月1日までの間に国民年金保険料を納付した人には、「社会保険料(国民年金保険料)控除証明書」が11月上旬に日本年金機構本部から送付されますので、年末調整や確定申告の際には必ずこの証明書(または領収証書)を添付してください。

ただし、9月下旬から10月上旬にコンビニエンスストアで保険料を納付した一部の人は、11月中旬に送付されます。また、10月2日から12月31日までの間に今年はじめて国民年金保険料を納付した人には、来年の2月上旬に送付されます。

ご家族の国民年金保険料を納付した場合も、ご本人の社会保険料控除に加

えることができますので、ご家族あてに送られた控除証明書を添付のうえ申告してください。「社会保険料(国民年金保険料)控除証明書」についての照会は、控除証明書のはがきに表示されている電話番号にお問い合わせください。

している人に対して、日本年金機構が委託した会社(株式会社アイヴィジット)が電話や訪問により保険料の納付のご案内をしています。この際、個人のプライバシーに関するお問い合わせをお尋ねすることはありません。

大事な年金の受給権を失わないために、保険料はきちんと納めましょう。

問合せ▼高崎年金事務所国民年金課
 (☎027-322-4299)

保険料の追納をお勧めします

国民年金保険料の全額免除や一部免除の承認を受けた期間については、保険料を全額納付したときに比べ、将来受ける年金額が少なくなります。

また、納付猶予や学生納付特例の承認を受けたままであとから保険料を納めなかった場合、その期間については、年金を受けるための資格期間に算入されますが、老齢基礎年金額には反映されません。

そこで、これらの期間は、10年以内であれば、あとから保険料を納めること(追納)ができます。ただし、承認を受けた期間の翌年度から起算して3年目以降に追納する場合には、当時の保険料に経過した年数に応じて加算額が上乘せされます。

くわしくは、高崎年金事務所へ相談してください。

保険料を納め忘れた人には電話や訪問による納付のご案内をしています

国民年金保険料の納め忘れはありませんか？
 保険料の納め忘れなどで未納となっ

ストップ!! 児童虐待
11月は児童虐待防止推進月間です
オレンジリボンキャンペーン

児童虐待防止のシンボルマークとしてオレンジリボンを広めることで、子どもへの虐待をなくすための啓発活動が全国で行われています。市では「児童虐待防止推進月間」にあわせて、まちかどにポスターを貼ったり、市役所に懸垂幕やのぼり旗を掲げたり、チラシを配布するなどして、児童虐待防止を呼びかけています。

児童虐待とは、保護者が子どもの心や身体を、直接あるいは間接的に傷つける行為です

児童虐待に関する相談対応件数は年々増加傾向にあります。児童虐待が発生する家族は、保護者の性格・子ども の特性・育児への不安・家族の不

